

太平天国の階級構成原理とその基本性格

——太平天国私観——

永 井 算 巳

はじめに

咸豊元年^五八月永安に於て建国宣言をおこない、三年二月南京において確立をみた太平天国が、外ならぬ「真天命太平天国」であり「天父天兄天王太平天国」であり、その故にそれ自体としては遂に近代政治範疇としてのレボリュションとはなり得ず、包蔵する革命理念ひいては国家理性の云わば過渡期的曖昧さの故に、結局十四年で崩壊せざるを得なかったにもせよ、やがては孫文の三民主義革命運動をみて近代中国の誕生をよぶ先駆的道標となり、中国近代化の陣痛そのものの具象たり得た点については、政治思想史的観点から既に別稿^①で一応の考察を試みたが、その場合、中国自然法思想にたつ敬天的革命観と聖書とりわけヨハネ黙示録に革命の理念と情熱の源泉を汲むと思料されるキリスト教信仰との結合を国家理性として、古き皮囊に新しき酒をもちこむと意図した「新しきメシア王国」としての太平天国が、天王洪秀全をユニークな中核的頂点とするカリスマ的支配体制の「異端」国家^②たることを基本性格としていたことも亦否むべからざるところであった。

では、それは具体的にはどのようなかたちをとって太平天国の政治的社会的現実を形成していたのであろうか。

小論はそうした視角からするささやかな模索の一所産である。

一 天王と東王—官制を貫くカリスマ的支配理念—

周知の通り、太平天国の官制は朝内官、軍中官、守土官、郷官に大別され、朝内官軍中官が中央の、守土官郷官が地方の、行政軍事をになつたのであるが、本来、兵農一致の「戦う天国」でもあった太平天国は政治と軍事の両者が一元的にとらえられ、朝内官が軍中官の上位にたち、守土官郷官は軍中官体制に準じて地方における軍政の実権を掌握するしくみとなつていた。

いま「賊情彙纂^③」所収の「偽官制^④」によってそれぞれの職階を示すと

○朝内官

王→侯→丞相→検点→指揮→將軍

○軍中官

総制→監軍→軍帥→師帥→旅帥→卒長・兩司馬

○守土官郷官

郡総制→^州監軍→郷軍帥→郷師帥→郷旅帥→郷卒長→郷兩司馬

となっており、又、同項の「偽官等差総表」には

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等
東王	南王		燕王		丞相	檢点	指揮	將軍	總制	監軍	軍帥
		翼王	豫王	侯	恩賞	同點	同指揮	同將軍	同制	同軍	同帥
西王	北王		国宗		丞相	湖恩	賞指	賞將	恩賞	恩賞	恩賞
					丞	相	指	將	總	監	軍
					丞	相	指	將	總	監	軍
					丞	相	指	將	總	監	軍
十三等	十四等	十五等	十六等								
師帥	旅帥	卒長	兩司馬								
職同師帥	職同旅帥	職同卒長	職同兩司馬								
恩賞師帥	恩賞旅帥										

とある。更に守土官郷官^⑨については、郡総制が^州監軍、郷軍帥を統轄しつつ地方における獄訟錢糧を始め「民事の重きも皆これを決するを得、大辟と雖も以て上聞せず」という大幅な権限をもち、郷総制に次ぐ地位を占める^州監軍は清朝直隸知州の如き存在であること、郷軍帥以下兩司馬までは「一に軍中の制の如し」ではあるが、そのありようは「蓋し兵を農に寓し軍帥をして文武の任を兼ねしむる」ものであること。但し郷師帥以下の官職は「軍中の尊」には及ばぬこと、守土官のうち軍帥より兩司馬までを「郷官」とするが、郷官は当該の郷人を以て充当し、軍帥旅帥等は郷里で公挙し且つ兩司馬まで「子孫承襲、世伝不替」がみとめられるたてまえであったとされ、女官制度に関しても「偽女官表」^⑩には

女軍師→女丞相→女檢点→女指揮→女將軍→女總制→女監軍→女軍帥→女卒長→女管長とあり、女軍帥は師帥に女管長は兩司馬に相当すると記されている。

然も、かかる官制の成立経緯が

洪逆僭号太平天王之初、其伝偽命、已有朝内軍中之称、而未著其制、至夙固江寧、僭建偽朝、遂定内外之分^⑪

という事情であってみれば、太平天国における官制上の根幹が朝内官と軍中官の二者であったことはまず疑問の余地がない。のみならず、太平天国はこれら官制、官等上の次序に応じて極めて繁瑣な「太平礼制」^⑫を住居服飾儀杖称呼印刻文告など生活様式の諸般にわたって厳重に規定し、典天魚の事例^⑬からも知られる通り、日常飲食の末に及ぶ迄身分的職階的差別が実施励行^⑭されていたらしい。そしてこの場合、銘記されるべきは、太平天国のかような秩序体系の中核的頂点に外ならぬ天王洪秀全がたち、その洪秀全が、独一至尊独一真神独一聖神たる天父皇上帝エホバの、また天兄キリストの絶対的超越的権威をにやう「真天命」天王として、唯ひたすらに「天道を行い天心に順う」ことを聖なる使命とする救世主にして君主という教俗二権の保有者として、東王以下の王侯諸官を自己の「臣僚」^⑮としつつ一切の「官民」^⑯「臣民」^⑰の頂点にたち、同時にかかる身分階級をあらしめる神聖なる権威の原点、つまりは太平天国における政治的社会的秩序の源泉として存在したという事実である。その間の事情は、例えば「天命詔旨書」^⑱、辛開三月十四日^{時在東}の条に

天父曰『我差爾主下凡作天王、地（他）出一言是天命、爾等要遵、爾等要真心扶主顧王、不得大胆放肆、不得怠慢也、若不顧主顧王、一個都難也』

とあり、辛開十月二十五日^{時在永安}の条に

天王詔令『通軍大小兵將，宜認實真道而行，天父皇上帝纔是真神，天父皇上帝以外皆非神也，天父皇上帝無所不知，無所不能，無所不在，樣樣上又無一人非其所生所養，纔是上，纔是帝，天父皇上帝而外皆不得僭稱上，僭稱帝也，繼自今，衆兵將呼稱朕為主則止，不宜稱上，致冒犯天父也，天父是天聖父，天兄是救世聖主，天父天兄纔是聖也，繼自今，衆兵將呼稱朕為主則止，不宜稱聖，致冒犯天父天兄也，天父皇上帝是神爺，是忒爺，前此左輔右弼前導後護各軍師，朕命稱為王爺，姑從凡間歪例，拋真道論天父，天父纔是爺也，今特褒封左輔正軍師為東王，管治東方各国，褒封右弼又正軍師為西王，管治西方各国，褒封前導副軍師為南王，管治南方各国，褒封後護又副軍師為北王，管治北方各国，又褒封達胞為翼王，羽翼天朝，以上所封各王，俱受東王節制，另詔后宮稱娘娘，貴妃稱王娘，並欽此

とあるのによってさぐり得よう。所謂辛開とは辛亥の謂^㉔で咸豐元年^{五^ハ}に当るが、要するに、洪秀全は永安での建国宣言以前、東郷に於て天父皇上帝の天命によって天王と称し、永安の占領に及んで一般將兵に対しては上とは天父、聖とは天父天兄のみに限定すべき呼称であることを、また起事当初からの同志たる正副軍師らにむかつては洪秀全を「王爺」とよぶこと天父皇上帝への冒瀆たる所以を指摘して神聖なる権威の系譜を匡すとともに、彼等を「今特褒封^㉕」の形式で東西南北翼王に任命するに至ったわけである。とすれば、この事實は、ひとつには起事当初以来の同志がいまや正式に太平天国の君臣主従という新たな身分関係に再編成されたこと、ふたつには天王洪秀全が東西南北「各国の管治」と「天朝の羽翼」なる地位権限をそれぞれ五王に分与したことが太平天国の「新しきメシア王国」的天下觀^㉖を示唆しているとの二点で我々の注目をひくが、当面の課題からはこれら諸王がすべて東王の節制に服すべしとされた支配体制のありかたが看過できない。

いうまでもなく、五王^㉗とは正軍師東王楊秀清、正軍師西王蕭朝貴、副軍師南王馮雲山、副軍師北王韋昌輝、左軍主將翼王石達開をさすが、「賊情彙纂^㉘」にはこの外、天德王洪大全、燕王秦日綱、豫王胡以暎をあげ、「李秀成自述」^㉙はさらに干王洪仁玕以下二十一名を列挙している。だが「自述」にいう諸王のほとんどは

前封東西南北翼各王，自殺東北王之後，永不封王，今封王者，因其弟洪仁玕九年之間而來…封為軍師，号為干王，降詔天下，要人悉婦其制…天王見封其弟兩月之久，一事無謀，已知愧過，難對功臣，故先封陳玉成為英王…封我為忠王…自此之後，日封日多，然封這有功之人，又思那個前勞之不服，故而尽乱封之，不問何人，有人保者俱准，司任保官之部，得私肥己，故而保之…封出許多之王，言如箭發難取，又無法解，然後封王俱為列王者，因此之來由也，然後列王封多，又無可改，王加頭上三点，以為丕字之封，人心更不服，多有他圖，人心由此兩拳而散無涯也

と忠王李秀成が痛嘆した通り、所謂楊韋内紛^㉚以後、干王洪仁玕の執政下で乱封された「列王」であった。従て、これら後期の列王が建国当初の五王とは全く本質を異にし、その権威また甚だ猥雑であったことも改めて縷説を必要としない^㉛。

なお、彼等五王がその任命以前に於て何れも正副軍師乃至は主將であり、王たり得た所以が武功にあった点も、彼等の戦いが天父皇上帝エホバの真天命にもとづき、聖書の記載にもれた清末中国の地に云わば第二の「老蛇」であり「蛇魔閻羅妖」たる「妖胡」「韃妖」の清朝を誅滅して、「新しきメシア王国」としての太平天国を創建するための聖戦で^㉜あった事実とあわせ、「戦う天国」たる太平天国の現実姿相を端的に示唆するものがある。

最後に、では東王楊秀清は何故彼一人のみが他の諸王を節制するという別格の地位権限を附与されたのであろうか。

その間の事情を告げる葉として「賊情彙纂^⑤」所収の「首逆事實」は

封秀清為正軍師東王，詭称天父下凡附体，妖言惑衆，一切号令，皆自伊出，官軍追剿，数数窮蹙，秀全及群賊皆有散志，独秀清堅忍多施詭計，籠絡群醜，敗而復熾，自粵西至江甯，秀清皆与洪秀全同行，洪秀全每至一处，必深藏不出，秀清則盛陳儀衛，巡行閭市，凡有軍務議定奏上，無不准者，每批旨准二字，不時頒賜衣飾食物，每奏謝必優語答之^⑥

とか

秀全仍踞江甯省，住總督署…秀全僻处深宮，從不出戸，人罕識其面，自知詐力不及楊秀清，一切軍務皆委之，任其裁決，秀清自恃功高，朝見立而不跪，每詐称天父下凡附体，令秀全跪其前，甚至数其罪而杖責之，造言既畢，其為君臣如初，夫古之叛逆，末路受制於臣下，篡奪者有之…未聞跪而受杖仍尊為王者^⑦

と伝え、「行軍総要」の序文^⑧には

非由東王智慮精詳，防維周密，訓練有素，賞罰至公，斷不及此，蓋東王具生知安行之資，展經文緯武之略，撥亂反治，除暴安良，功烈邁乎前人，恩威超乎後世，蓋其時在運籌帷幄之中，所設規條号令尽善尽美，誠為亘古未見未聞者也

とある。つまり、東王楊秀清の文武の才腕が他の諸王に卓絶し、太平天国創建の偉業も楊一人の功勳に帰すると云わしめるほどに赫々たるものがあり、それが天王洪秀全の絶大な信任と畏敬をかち得た所以であったことがわかる。かくて、南京奠都以後、天王洪秀全は宮中に深居して容易に姿を現わさず、軍政の大事は実権すべて東王楊秀清の掌握するところとなり、天王はただ恩賞の奏謝のみ逕達されるという単なる名誉の源泉と化した^⑨ ようである。とすれば、これは一見、太平天国の教権が天王へ、俗権が東王へと分離したことをいみするかにみられるのであるが、然しそれにもかかわらず、我々はその俗権が外ならぬ教権によって根源的に支えられ裏うちされて始めて俗権として機能しえたところに、太平天国におけるカリスマ的権威支配のユニークなありかたを看取すべきであろう。

というのは、前掲の引用からも知られる通り、俗権の掌握者たる東王楊秀清は往々「天父下凡附体」を称し、時に天王洪秀全をも拝跪させて杖責しえた呪術的権能の所持者であったばかりか、さらに

偽東王一人，銜繫勸慰師聖神風禾乃師贖病主左輔正軍師，其下称九千歳，賊中刑賞生殺，偽官升遷降調，皆專決之，洪逆画諾而已^⑩

という「勸慰師聖神風禾乃師贖病主」なる肩書きの保有者でもあったからである。

禾乃とは「秀」の隠語^⑪であるが、「禾乃師贖病主」とは「太平救世歌^⑫」に

禾乃師為天父定，以身贖病救黎民，兄弟雁行居第四，同扶真主建天京…寿算九千蒙天賜とあり、「天情道理書^⑬」にも

天父又大發仁慈，不忍凡間人民尽遭病死，故特差東王下凡，代世人贖之，東王贖病之時…艱苦備嘗…以一己之身，贖衆人之病，以一身之苦，代世人之命，總欲救得天下万郭人民永遠得生，故我們兄弟姊妹今日之得救得生得享天福者，皆賴東王贖病之大功勞也

などある通り、「禾乃師」とは天父の命名であり、天父「下凡」の命によって万國人民の永生を願うべく一身を以て衆人に代り「贖病」した偉大な功勞者であり、天父によって「寿算九千」歳と祝福された玉成者のいみである。また「勸慰師聖神風」とは例えば「約翰三書

批^⑨」に

聖神即是上帝也，若另有聖神則是有別神矣，即聖神風亦是聖神上帝之風，非風是聖神也，風是東王，天上使風者也，聖神自聖神，風自風，一而二，二而一，子由父生，原本一体合一，但父自父，子自子，又合一又分開也，如今上帝下凡降東王，降託東王是聖神，東王本職則是風，勸慰師也，爺知新約有錯記，故降東王招証，聖神是上帝，風是東王，又知凡人誤認基督即上帝，故上帝降東王以明神父在是，基督降西王以明太子在是，父自父，子自子，兄自兄，弟自弟，一而二，二而一，一下凡間而名份定矣

とある。つまり、聖神にして上帝たる天父エホバが「新約」に錯記ありとし、凡人が「基督即上帝」と誤認しているのを知って「名份」を正すべく、自ら東王に下凡して「神父」ここにあるを明示したもので、換言すれば、東王は聖神にして上帝たる天父エホバがそこを通路として自己を示現し、神意を凡俗の人間に啓示する媒体なのであり、然もその呪術的機能は判然と「天父上帝」の場合に限定されていた。東王楊秀清が「天上使風者」「聖神風」「勸慰師」とよばれる所以はまさしくここにあったのである。

一体、「天命詔旨書」「欽定英傑歸真」その他天国側文書^⑩を通覧すれば随処に散見できる通り、「天父天兄下凡」なる事実は道光十七年のヴィジョン事件を最初として、元来は天王洪秀全独自の神聖なる特権であり、洪秀全が天王として君臨しえた政治的秘密も実はここにあったのであり、太平天国が「真天命」「天父天兄天王」国家としてカリスマの支配を体制化した所以も天王洪秀全のもつかかる呪術的特権機能によるのであった。ところが、いまや東王楊秀清のみは「天父下凡詔書二^⑪」にも明らかな通り、太平天国臣僚中唯一の例外別格として「天父下凡附体」という神聖なる呪術的特権機能者たり得たのである。この事実は、西王蕭朝貴^⑫が、前掲の通り

基督降西王以明太子在是

とか、「天情道理書」に

天父差下凡為右弼又正軍師，又是帝婿，且天兄聖旨降托伊身，宜其降生之始，自當富貴光榮矣

とかあるように、天兄キリスト下凡の媒体とみなされた事実と併せ、太平天国の官制に内在するカリスマの権威のありかたをさぐるうえに大いに注目されて然るべきであろう。何故ならば、かかる呪術的特権機能は東西両王を除く他の何人にも見出し得ない厳粛なる事実であり、両王が俱に一等官として太平天国官制上の最高位を占めるべき正当性の根拠を明示しているからである。要するに、両王は神聖なる呪術的特権機能に於てそれぞれ天王洪秀全の一面を保有することによって「天王の分身」ともよばるべき格別の間柄的存在となったのであり、然もそうしたところに太平天国の官制に内在する身分的階級制度の根源的価値原理がいきいきと脈うっていたのである。換言すれば、太平天国に於ては天父天兄天王という三位一体観が同時に父子兄弟という人倫的秩序に於てとらえられていたが故に、東西両王は両者ひとしく一等官でありつつ、然も地位身分上は東王楊秀清が天王洪秀全に最も親近な最高位を占めて「雁行居第四」となり、天王を万歳、東王を九千歳、西王は八千歳と格付け^⑬したわけである。なおここで「天父下凡附体」の権能をもつ東王楊秀清の圧倒的権勢をさぐるよすがまでに、更に副軍師北王韋昌輝の

楊賊仗昌輝數百，至不能與，又詭稱天父附体，時挫折之，楊賊與昌輝互相猜忌
という場合^⑭や、左軍主將翼王石達開の

毎見楊賊詭称天父附体造言時、深信不疑、惶悚流汗、尊奉洪楊韋三賊若神明とある事例^⑩を附加しておきたい。

かくて、太平天国における一切の価値と名誉の源泉は悉く天父天兄とりわけ天父皇上帝エホバから汲みとられ、然もそれは総体的には天王洪秀全を、部分的には東西二王とくに東王楊秀清を媒介通路として凡間地上に啓示されるしくみとなっていた。だから、東王楊秀清の場合、時に天王洪秀全をすら自己の脚下に拜跪させ杖責さえも敢えて為し得たのは、東王がまさに「天父下凡附体」という特殊状態にある時点、つまり「天上使風者」「聖神風」「勸慰師」としての機能発揮の状況裡にある時点に限定されていたのであり、一旦「天父下凡附体」の状況が終了すれば、忽ちにして一臣僚としての楊秀清という現実引戻されるわけである。云うなれば、天王をも拜跪させ杖責する権威の実体は楊秀清個人ではなく、楊秀清を媒体としてそこに自己を啓示する天父エホバに外ならなかった。だから、太平天国における俗権の掌握者としてさしにも権勢を恣にした東王楊秀清も、政治的野望にかられて不軌を企図するや、直ちに北王韋昌輝によって誅滅され了る運命^⑪を辿らざるを得なかったのである。

以上、我々は天王と東王の場合に焦点をあてて「天父天兄天王」太平天国の官制に内在するカリスマ的支配理念の姿相を跡付けたのであるが、これによって清末中国のカリスマ的「異端」国家としての太平天国における国家理性のキリスト教的乃至は聖書のありかたが一応了解されえたかと思う。

二 広西老兄弟老姉妹と臣僚層

太平天国の君臣階級や官制に内在するカリスマ的権威のありかたをさぐるうえに更に看過できないのは、「賊情彙纂^{卷十}」の「広西老賊」即ち「広西老兄弟老姉妹」とよばれた階層の存在である。

太平天国の官文書^⑫に明らかな通り、皇上帝エホバを天地の造成者、万物の主宰者であり、その故に「天下凡間大共之父」であり、天下は「一家」なりと確信する太平天国に於ては、天父皇上帝エホバの前には人間すべてその子であり、同時に皆兄弟姉妹の間柄的存在であった。従って、太平天国の立場からすれば、五倫五常の如き儒教倫理は所詮「凡間」の倫理であり、「人肉身」における「人肉身」の倫理なのであり、儒教的立場からする論難にもかかわらず、「凡間」世界に限定された限りでは人倫のいわれなき無視などあり得なかった。だが、太平天国の場合は人倫の逸脱が単に「人肉身」上の問題としてではなくて、どこ迄も「犯天条」や「失天倫」の次元からとらえられていた。規範の一切は皇上帝にして真神たる天父エホバから汲みとられていたのである。のみならず、我々の見逃し得ないのは、太平天国の場合、この「天条」の倫理なる価値原理が同時に現実における社会階級構成上の秩序原理としても生きて機能していたという点である。

このいみで注目されるのが、太平天国の守士官郷官が郡総制、^⑬監軍までが「老賊」、郷軍帥以下が「郷人」で充当されて郷官とよばれ、格差づけられていたこと^⑭である。

「老賊^⑮」とは「金田老賊」や「永安老賊」に大別されつつも、包括的には「賊情彙纂^{卷十}」の「偽称呼」に

父子夫婦人之大倫、賊逆天背理、不知長幼尊卑之序、安知有兄弟、是其所謂兄弟者、不惟

自兄其兄，自弟其弟，并欲強一切而兄弟之，於是老兄弟新兄弟之称，強婦女而姉妹之，有老姉妹新姉妹之呼，至其起事首逆，皆拜会結盟之党，不以少長排行，而以入会先後分次第，如偽王侯呼洪逆為二兄，楊逆為四兄之類，其次則以有功勳有科炭為最老兄弟，下此皆由新入老，是老賊有尽，而新新不已之無尽，為可慨也，即如全家被虜，則必使祖孫父子齊一而兄弟之，姑嫜妯娌齊一而姉妹之，及至同胞兄弟数人，則反東西互調而分處之，是舍親親而強仇仇以為兄弟者，群下称洪秀全為天王，三呼万歲…詳後所鈔偽太平礼制原本，不贅とある「老兄弟老姉妹」の謂である。

一般に「新賊」即ち「新兄弟新姉妹」が道州侵入時の参加帰属者を最初とするそれ以後の兩湖地方の民衆などから構成^⑨されていたのに対し、「老兄弟老姉妹」とは本来「広西老賊」「粵西老賊」等とよばれた金田村起事以来の拜上帝会員を中核とし、功勳者科炭者^⑩を「最老兄弟」とする構成で、いずれも「從逆の心堅く慄悍善戰」し「皆百戰之余，心腹の契，逆首倚りて羽翼と為す」と評価された太平天国の精鋭股肱分子^⑪であった。要するに、老賊即ち老兄弟老姉妹とは生理的年齢の長幼による「老」ではなく、云うなれば、拜上帝会から太平天国にかけて洪秀全的キリスト教に帰属した時期の先後による「老」なのであり、従て、彼等は理念的現実に太平天国を支える貴重な中堅分子層に外ならなかった。

そうした事実は、例えば「賊情彙纂^{卷十}」が「新賊」のうちの「極惡次惡」なる者について、「榔桂挖煤開礦人，沿江樵夫，船戶，碼頭挑脚，轎夫，鉄木匠作」など「恒産なく力作して以て衣食を謀る」下層労働者が水土兩營^⑫に於て太平天国に忠誠を励んでいるのを憎み、「殄旃して余孽を遺すなからん」ことを願い、然る所以を

賊必善遇之，数月後居然老兄弟矣，衣錦食肉，優游自如，遂亦安之
からだとし、また「刦盜，光棍，獄囚，塩梟並びに窮兇，乞丐，無賴博徒」らも「最も残忍惡毒なる者」であり

擄掠殘殺，較老賊為尤甚

よろしく極刑に処すべしといひ、最後に

竊查数年以來，從賊日衆，良莠不齊，何從分別等次新旧乎，有新賊中之老賊，有新賊更擄新賊，而老賊有尽而新新不止，非勦滅罄尽，擄人仍無已時

と嘆息しつつ、太平天国における「新賊中の老賊」化現象つまりは「新賊」の「老賊」への昇格編入事実^⑬を指摘しているところからも逆に推知できるかと思う。

かような存在であったが故に、彼等「老賊」層は南京奠都以後その殆どが太平天国の頭要官職につき、卑官のままに放置されるものなしという有様であった。事情は

由岳州陷漢陽武昌，賊之凶心至此大逞，升賞偽官，不可勝計，而老賊居十之七，且皆權要…迨陷江甯，老賊尽居頭職，無復卑官矣，其後令衆北竄，派出督隊老賊三千人為最多，即比年之上犯兩湖者，亦祇老賊千人数百人而已，其余盤踞金陵，給役偽王左右及分守鎮江廬州等處郡邑，蓋老賊皆百戰之余，心腹之契，逆首倚為羽翼，雖無職亦加功勳平湖偽銜，有過降責亦調回金陵，綜核其數，究以金陵為最多^⑭

によってほぼ明らかであろうが、守土官の場合でも「要するに皆頭秩，また軍帥以下の等官なし」であり、戦場に於ても「老賊はつねに一二人で千百人を督」率し「老賊は高きに憑りて遠眺し壁上の觀をなすのみ，殲斃多しと雖も仍お新賊に属す」情況^⑮であったという。なお「賊情彙纂^{卷十}」には南京奠都以後の「現存老賊」は「万人に及ばず」，これに守土官ら六七千人と「粵西婦女」を加えても「三万人に満たず」とあり^⑯，更にやや時期がくだるが、

「蘇台麋鹿記」には蘇州の場合について

賊衆之在蘇城号称二十万，其实真長毛不過数百，兩湖籍者已是老賊，広西起事之人，十無二三」（「太平天国Ⅴ」所収）

とあり、「猷曝愚忱」も「老賊」層の比率について

彼甘心為賊者什居其一，被難脅從者什居其九…計賊虚声約称百万，其实心腹爪牙称王称主將而下義安福燕等聯為一氣者，不過数千人，其中戾氣所結，樂於為賊者，不過数万人」（「太平天国Ⅴ」所収「庚申江陰東南常熟西北鄉日記」）

と述べている。

これらの記述を「劇賊事略」にいう顕要官職五十四名中「広西老賊」が九〇パーセント以上を占めている事例や、冬官正丞相羅大綱が太平天国屈指の豪傑でありながら

因非粵西老賊，功在秦日綱上，而不封侯王，心甚快快

とあるのに考量すれば、太平天国における老兄弟老姉妹とりわけ「広西老賊」のもつ重みが想見できるであろう。然りとすれば、これら「老賊」層の「由新入老」乃至は「新賊中之老賊」化現象つまりは「真長毛」の減少化，ひいては「老賊」層の変質過程が太平天国の命運に与えた影響には必ずや決定的なものがあつたに相違ない。

ところで、これら「老賊」を主体に構成された官僚層は一般に「官員」「臣下」「臣僚」とよばれ、「帝民」「良民」などと呼ばれた民衆層とは区別された支配階級であるが、では彼等は太平天国において一体どのようなありかたをしていたのであろうか。その手がかりを与えるものとして、例えば「天朝田畝制度」には

凡天下官民，総遵守十款天条及遵命令，尽忠報国者則為忠，由卑陞至高，世其官，官或違犯十款天条及逆命令，受賄弄弊者則為奸，由高貶至卑，黜為農

とか

功勲等官，世食天祿

凡天下諸官，三歳一陞貶，以示天朝之公

とあり、官制は世襲を原則としながらも功勲等の官を除き、普通三年に一度の考課によって陞貶を行い、その際の「忠奸」判定の評価基準は「遵守十款天条」と「遵命令」の如何にあると述べているが、これは太平天国における官職体系が天王洪秀全を中核的頂点とする世襲的身分制をたてまえた一種のヒエラルヒー制であったこと、然もその秩序原理が天父天兄下凡に権威の源泉を汲む洪秀全的キリスト教とりわけモーゼの十誡に擬した「十款天条」にあつたというカリスマ的な支配性格を物語っている。のみならず、太平天国の軍政が前述の通り、俗権の掌握者たる東王楊秀清の節制下に、例えば

凡一軍一切生死黜陟等事，軍帥詳監軍，監軍詳欽命総制，欽命総制次詳將軍侍衛指揮檢点丞相，丞相稟軍師，軍師奏天王，天王降旨，軍師遵行

という整然たる統制を維持していたとすれば、ここに所謂「遵命令」とは結局、太平天国における政治的現実の一切が、天王と東王らひとにぎりの最高中枢幹部の掌中にしかと把握されていたことを示唆している。

とは云え、このヒエラルヒー的社会的君臣関係は成程、たとえ東王たりとも断じて攘奪を許さぬほどに神聖不可侵であり、上からの支配がカリスマ的権威によって絶対化されてはいたものの、「臣民」「官民」両者の関係は末端に近づくほど不安定的流動的要素を増大し、「忠奸」の評価如何によって昇降自在であり、「違犯十款天条及逆命令，受賄弄弊」の奸官

は勿論のこと、「濫保举人及濫奏貶人」の不正官員或は「毎禮拜日…敢怠慢者」という不敬冒瀆臣僚はすべて「黜けて農と為す」か「貶して農と為す」掟^㉔であったし、逆に又、後述する「伍卒」の場合は十款天条や命令に忠順なる者及び「力農者」を「賢良」、違犯者及び「惰農者」を「悪頑」と判定して賞罰の途を講じ、「賢良」者は官員に昇進させる制^㉕であった。

ここに我々は太平天国の階級構造を貫く明白な官尊民卑の社会意識をよみとることができるであろう。

然りとすれば、最後に残された我々の課題は、ひとしく太平天国の兄弟姉妹でありつつも、天王洪秀全との距離に応じてそれぞれに上下尊卑の地位身分を分与され、云うなれば、洪秀全のキリスト教信仰の社会的客観化、乃至は制度的外在化とでも形容しうるカリスマ的権威に貫かれたヒエラルヒー的の社会に於て、その最末端にピラミッドの底辺として生きた農民をはじめとする一般民衆の姿相であろう。

三 ヒエラルヒー的の社会と帝民層

カリスマ的支配者天王洪秀全を中核的頂点に仰ぐ「真天命」「天父天兄天王」国家としての太平天国の階級構成が、東王楊秀清以下の諸王と、広西老兄弟老姉妹を主体としつつ之に抜擢昇格された新兄弟新姉妹つまり「新賊中の老賊」を包含して形成された「侯」以下の朝内官軍中官守士官及び女官と「新賊」で本地人たる郷官に至るまでの臣僚官員層と、これら臣僚官員による行政支配と軍事指揮に服従しつつ「臣民」「官民」の「民」としてピラミッド型社会の底辺を構成する「帝民」乃至「良民」などと呼ばれた民衆層との、君臣民なる身分制的三階級要素からなりたつ王国構造であったことは既述のところからも首肯するに難くない。

ところで、彼等民衆は一般に「民分以四，各居其芸^㉖」とされ、四種に大別される職能に従事していたようであるが、これについては太平天国の社会的制度理念を綱領化した「天朝田畝制度^㉗」が

其後來帰従者，每軍每家設一人為伍卒，有警則首領統之為兵，殺敵捕賊，無事則首領督之為農，耕田奉尚

と述べ、太平天国における兵農一致の国家体制を明示している点がまず注目される。ここにいる「後來帰従者」とは後述する通り、元来、「擄人」出身の部類に属する民衆であり、「新賊」即ち「新兄弟新姉妹」をさすのであるが、とすれば「伍卒」こそ彼等の基幹分子であり、従って所謂四芸のうち、兵と農の二者が「帝民」層にとって最も基本的な職能であったとみなし得よう^㉘。

次は各種工人の存在についてである。これは「天朝田畝制度」にいう

凡二十五家中，陶冶木石等匠，俱用伍長及伍卒為之，農隙治事によってその一斑を伺いうるが、その他、前述した「新賊」中の「極悪次悪」者にいう「挖煤開礦人」「鉄木匠作」の存在や「賊情彙纂^㉙」所収の「諸匠營」に

水營土營而外，又有木營，其卒皆木工，金匠營，其卒皆金銀匠，織營，其卒皆織機匠，金鞞營，其卒皆鞞鞞匠，繡錦營，其卒皆男繡匠，鐫刻營，其卒皆刻字匠，各營以指揮統之とある記事^㉚、或は同書^㉛所収の女子勞役に関する

美麗者充妾媵，余皆無用，故役使工作磨折以死者，不可勝計

とか

有援引者或入繡錦衙，余皆迫令放足，役使挑磚，背塩，挑濠溝，削竹籩，要皆夢想不到之苦

とある叙述^⑧などによってほぼ推知できるのである。

最後は商業交易である。これについては例えば「賊情彙纂^⑨」の「関権交易」が
 賊之関権所獲寥寥，然賊之交易頗足資賊，蓋擄得百貨凡不濟用者，或所擄過多者，皆於村鎮屯積，命三五賊目招徠交易，較常價倍減，鄉民始猶疑懼，既見靡他，遂趨利争赴，或以錢買，或以米豆互易，不数日銷售淨尽，船載錢米資送賊巢矣，百貨之中，尤以淮塩及湖北布棉為大宗…物係擄來，全無贖本，似貢獻虜劫科派^⑩而外，即此所入亦復甚鉅，大都交易多在已立鄉官之處，若賊甫陷之地，亦恆招民交易…此則以交易為鈎餌，而愚民驚利，不覺誤吞者也

と占領地区における掠奪物資の交易情況を活写しているが、これを太平天国の「買菜錢^⑪」や越南の太和、景統錢に似た「天国聖宝^⑫」の存在、「金陵省難紀略」所収の「賊開市^⑬」，「金陵城外新樂府」にいう「作買売」「鑄大錢^⑭」乃至は「蘇台麋鹿記^⑮」の蘇州における「買売街」「朝市」成立の事例^⑯，並びに上海を中心とした外国貿易^⑰などに併考すれば，事情は想察に難くない。

以上，要するに太平天国における帝民層の所謂四芸とは兵農と工商の四者であったとみて誤りないであろうが，彼等は一般に「牌面」「牌尾」と通称^⑱されて，清朝統治下の民衆たる「妖」乃至は「外小」「外小婆^⑲」とは明確に区別されていたようである。

これら「帝民」は「天朝田畝制度」の示す綱領によれば，上上から下下まで好醜に応じて九等に格付した耕田を性別ではなくして人口の多寡により十六歳以上五十歳以下を標準に一律平等に支給^⑳され，男行女行に隔離のうえ，きびしい監視態勢下^㉑で，二十五家を最小社会単位としてこれに国庫礼拝堂各一を必ず附設して両司馬をその管理者に任じ，婚娶弥月喜事にはすべて錢一千穀一百斤と規定して国庫より支出，かつ財用を節約して兵荒にそなえ，さらに礼拝日には男女別個に伍長引卒のもと礼拝堂に赴いて「講道理^㉒」をうけ，幼童はまた両司馬から旧遺詔聖書，新遺詔聖書と真命詔旨書つまり旧新約聖書と天王詔旨即ち「真約」の教誦を授けられ^㉓，それぞれに自己の精神生活を洪秀全的キリスト教によって權威的に陶冶規律されるしくみが社会生活のあるべきたてまえとなっていた。そしてそれを貫く根本理念が

蓋天下皆是天父皇上帝一大家，天下人人不受私，物物歸上主，則主有所運用，天下大家处处平勻，人人飽煖矣，此乃天父皇上帝特命太平真主救世旨意也^㉔

要するに天父皇上帝「救世」の名のもとにおける土地私有の否定と配分の平等という所謂社会主義的政治志向^㉕に外ならなかった。だが，例えば，十款天条第八条には「安貧守分不宜儉，劫搶横行最下流」が「貧窮富貴者皆皇上帝賜定」との結びつきでのごそかに宣論され，事実，繁瑣な「太平礼制」が生活の諸般を拘束していたばかりか，天王東王ら諸王が朱希祖のいう「共產制度之先驅」「社会革命之首倡」体制^㉖の埒外に超然たる特権支配階級的存在であったことは，既述のほか「太平天国天京觀察記」や「天京遊記^㉗」或は「盾鼻隨聞錄^㉘」^㉙「金陵雜記^㉚」など多くの所伝からも否定できない。してみれば，「天朝田畝制度」に規定するところは所詮は一般「帝民」層に対して上から一方的に適用された支配のための一種の統制管理方式であったとせざるを得ない。唯然し，太平天国の場合，それが天父皇

皇上帝エホバの神聖なる権威の名のもとにキリスト教的色調に彩られ、民衆による天父天兄天王への忠誠奉仕というかたちで運営されるカリスマ的支配構造^⑧であった点に「異端」国家的性格が指摘できると云えるであろう。ところで、かような社会体制階級構造をもつ太平天国の底辺を構成する「帝民」層は、「賊情彙纂^⑨」の分類をかりれば「擄人」出身に属する人々であった。

「擄人」即ち「招兄弟」とはつまりは捕虜投降者であり、新来の帰属者^⑩をさすのであるが、彼等はすべて「擄人講道理」とよぶ恩威併施のさまざまなテストをうけた後、当局者から「非妖」であり「拜降して我們に随つて兄弟」となることを許され、天条書や「一切の偽書」を誦習して天父天兄天王東王を拜降し、太平天国の前駆となって「天令」の遵守を誓い長髪を蓄えるに至った人々なのであった。然しその心境は、例えば

有介在欲逃不逃之間者，如貿易之人，吏胥之類，自思焚掠之後，無家可歸，無親朋可投，身無技芸，囊無資財，即能逃出，將何以聊生乎，不如暫且從之，俟有機會再作歸計，更有欲逃而遷延未逃者，如貧窮之人，肩挑之輩，本自度日艱難，見賊衆金貨纍纍，則思得其所而有而逃，及見賊防之甚密，不克遂意，則又冀隨賊下鄉擄掠時，或亦可潛匿銀錢衣飾而逃，原其心實非從賊，其所以不逃者恐出為餓殍也^⑪

からも推知されるように可成り屈折したものがあつたらしい。勿論、前節にもふれた如く「新賊」のうちでも所謂「極悪次悪」なる者乃至は「老賊」化への途を歩んだ積極分子一恐らくは会党や貧農などを主としたもの一が存在し、太平天国革命の展開に中堅的役割をになつたことはまぎれもない事実ではある。が然し、その他の大半は本来清朝統治下の良民であり、太平天国に対してはむしろ受身的消極的でさえあつた筈にもかかわらず、結局「新兄弟新姉妹」となつた云わば無辜の民衆であつた。だから、多少文字に通ずる者などは表面恭順を装い「先生」とよばれて優遇されながらも「甘心從賊せざる者その半ばに居る」情況^⑫であつたらしく、事実「逃亡」者^⑬は殆どこの「帝民」層から輩出したのであり、太平天国にとって最も脆弱な要監視者の不純信徒集団に外ならなかつた。彼等が全くの被支配者層として太平天国社会の最末端に位置づけられ、ピラミッド型社会の底辺に生きる「新弟妹」とされざるを得なかつた所以であるが、我々はここにも洪秀全的キリスト教を基調としたヒエラルヒー的太平天国社会の構造的な性格をよみとることができると思う。

では、これら清末中国の民衆を駆って太平天国の「帝民」たらしめ「賊情彙纂^⑭」をして

竊查数年以來，從賊日衆…非勦滅罄盡，擄人仍無已時
と慨嘆させ、また「猷曝愚忱」をして

自賊竊拋金陵以為巢穴，北自安慶，西自池州太平，南及徽寧，蟠踞出沒，勢若常蛇，而復北取六合以固藩籬，東取蘇常以足軍食，其勢似難撲滅（「太平天国V」所収「庚申江陰東南常熟西北郷日記」）

と焦慮させるに至らしめたのは一体何に起因するのであろうか。

この問いに対する究明のてびきとして、当面あげておきたいのは曾文正公奏稿疏^⑮所収の「応詔陳言疏」「備陳民間疾苦疏」の二者と「議汰兵疏」とで切言された清末中国の政治的現実である。即ち、曾国藩は前二者に於て清末政治の頹敗と民間の疾苦に言及し、まず各省官憲の通弊について、これを退縮、瑣屑、敷衍、顛預の四点に要約して

有此四者，習俗相沿，但求苟安無過，不求振作有為，将来一有艱鉅，国家必有乏才之患

と憂慮し、民間の疾苦に関しては「銀価太昂錢糧難納」「盜賊太衆良民難安」「冤獄太多民氣難伸」の三点を指摘して民生救済のために適切迅速の施策あるべきをうったえ、ついで後者の奏疏では清末軍隊に弥漫している墮落無慚を批判して

兵伍之情状、各省不一…其他吸食鴉片、聚開賭場、各省皆然、大抵無事則游手恣睢、有事則雇無賴之人代充、見賊則望風崩潰、賊去則殺民以邀功…近者廣西軍興、紛紛徵調外兵…聞竟無一人足用者、粵省如此、他省可知

と言葉鋭く弁詰を加えている。ここにいう「廣西軍興」が太平天国の場合をさしていることは云うまでもないが、当時、無為退嬰的な地方官憲のもとで、清軍と太平軍・土匪双方からする蹂躪の谷間に呻吟する清末民衆の惨状は、例えば「鏡山野史」に

可恨者君明臣不良、官貪民不安、最貪者惟府縣兩官、近於臨民、便於虐民故也、每年征收糧餉、例外私設甲書、沿鄉苛索、官役分肥、每逢聽訟、未看詞紙、先查糧冊、量你家資取得幾何、有錢曲可為直、無錢是反為非、聽訟不分曲直是非、綵綵問你要錢多、無錢者困受其冤、有錢者苦遭其剝、有錢無錢都還你没有好处…傷哉民為邦本、官為民牧、民冤莫伸、官箴安在、似此上下相蒙、理數必亂(「太平天国Ⅲ清方記載(一)」)

とあり、「金陵雜記小叙」^⑩に

然不得其人以治之、則將不知兵、兵不知民、民不知兵、猝聞賊至、將遁兵遁民亦遁、紛紛潰散、無可救藥、數年來勞師糜餉、巨魁未殲、廟堂股肱肝之憂、黎庶罹水火之厄、天降大戾、謂之何哉、雖然…何以為賊用則甘奮勇、為我用則甘退縮、蓋以賊之驅逼、戰勝則賞、退則誅、是九死而一生也、我軍之隊伍、畏葸積於素、逗遛視為常、是九生而一死也、以九生之衆、當九死之卒、烏有不失律債事者、加以帶兵頭目、或吸洋烟、或恋財貨、平時既不聞衆志之城、臨時又絕無過人之胆量技芸、用是各地各隘、堵禦雖設而失陷弥多、徵募雖煩而殫勦何效

とあり、「庚申江陰東南常熟西北鄉日記序」^⑪に

賊萌芽粵西、蹂躪兩湖、突過九江安慶、直趨金陵、隨陷揚鎮、大江南北名城數十、半已殘破、而我師奔命、罷於道路、雖有智勇之將、尽瘁馳驅、終不能殲厥巨魁、非勢力不敵、緣軍政廢弛、行伍久無節制也

とあり、「東南紀略」^⑫に

紳民殉者數千人、賊自是任意馳突、如入無人之境矣、而真賊實無多、逃民潰勇、先肆焚掠、居民死亡相枕籍、旋有失業優人、木排鉤手、及被放監犯、勾結各路土匪、十百成群、民團抵禦則退、稍怯輒放火擄搶、賊亦旋踵而至、常州附郭三十里內、村鎮無完善者、嗣後賊所到處、情形悉同

とあり、「思痛記上」^⑬に

時各路俱南下、号称數百萬、攻犯蘇杭…袤數十里無間斷、其中真賊、如兩粵兩湖江西福建安徽及金陵城內者十之四五、余皆新擄者…各處燒殺擄掠、亦多有為潰敗之官軍所為者、不盡屬賊也、又官軍敗賊、及克復賊所掘城池後、其燒殺劫奪之慘、實較賊為尤甚、此不可不知也

とか

窮凶極惡、無所不至、但如行此類事者、大抵以湘鄂皖贛等籍人、先充官軍、或流氓地痞、裹附於賊、或戰敗而降賊軍、積貲得為老兄弟者居多、其真正粵賊、則反覺慈祥愷悌、轉不若是其殘忍也…至官軍一面、則潰敗後之擄掠、或戰勝後之焚殺、尤屬耳不忍聞、目不忍視、

其慘毒實較賊又有過之無不及，余不欲言，余亦不敢言也

とあるなど枚挙に遑ない有様である。

事情かくの如しとすれば、「賊情彙纂^{卷十 賊糧}」所収の「虜劫」に

当此之時，富者文弱者吞声以填溝壑，窮者強有力者遂甘心從賊，自去投營，以囟温飽…賊…於竭沢而漁之後，忽下安民之令，於一州一邑選老賊置監軍一人，徧頒二尺長濶之鄉官軍冊，分軍師旅卒兩伍，脅田畝多者充偽官，而以貧戸充伍卒，民求一日之安，皆勉從之，比戸皆如懸磬

とあるのに伺いうる如く，擾乱にまき込まれて生命と財産の危険におののく清末中国の民衆にとっては，きびしい統制管理社会ながら所謂天朝田畝制度的政治理念のもとで生活の保証された太平天国の「帝民」たることが，収奪と無防備のままに放置される清朝統治下の良民たるよりは，生きるに値する「天国」を期待しえたからではあるまいか。

まして，太平天国が所謂洪秀全的キリスト教というカリスマ的精神武装を具備した「異端」国家たるに於てである。

「賊情彙纂^{卷五 偽軍制下}」の「詭計」に曰く

賊行邪教，既懈我將領之心，又能奪我兵勇之氣，並能使被脅愚民崇信之，而不敢背叛…賊之惑我兵勇，則在異言異服，誦讚誦咒，多張旗幟，盛陳儀衛…遂疑賊教果有邪術，…至於被脅愚民，始雖訝其非道，既而朝夕礼拝諷誦之，耳濡目染，莫不迷惑忘死，從來叛逆多藉邪教倡亂，而粵匪為尤甚也

と。これをリンドレー「太平天国」の詳細な見聞記^⑥に考量すれば，事情は最早や贅言を必要としないであろう。

む す び

「真天命太平天国」乃至は「天父天兄天王太平天国」なる国号自体が端的に示している通り，「天父天兄下凡」という呪術的権能をもつカリスマ的支配者天王洪秀全を中核的頂点とする太平天国は，天父天兄とりわけ天父皇上帝エホバの「真天命」をうけ，「妖胡」「韃妖」たる清朝を誅滅して清末中国の地に「新しきメシア王国」を創建すべく，ひたすらに「天道を行い天心に順う」ことを政治使命とした身分制的階級社会がその体制構造であった。のみならず，君・臣・民の三階級要素からなる太平天国社会はカリスマ的支配者たる天王洪秀全に対する忠誠の度合いによって権威的に秩序づけられ，然もその評価基準は十款天条や天王詔旨等を通じて自らを啓示する天父天兄への絶対的信仰即ち洪秀全的キリスト教への帰属の時期と程度の如何にあった。

東王楊秀清以下の諸王を特権的最高臣僚とする太平天国の臣民が「老兄弟老姉妹」と「新兄弟新姉妹」とに大別されたのも，彼等の生理的年齢差ではなくしてそうした内面的年齢差を理念内容としていた。そしてかく大別された臣民層のうち，朝内官と軍中官守土官女官の高級臣僚は「広西老兄弟老姉妹」を主体としつつ之に抜擢登用された一部の「新兄弟新姉妹」が包含されて構成され，大多数の「新兄弟新姉妹」は軍帥以下の中下級官員乃至は郷官に甘んずるか，それとも帝民層にとどまるかであった。これら帝民層は全くの被支配階級たる一般民衆として兵農工商四種の職能に従事し，「牌面」「牌尾」と通称されていたが，とりわけ，兵農を本分とする伍卒がその基幹分子であった。彼等はすべて「講道理」をうけた

「擄人」出身で、天父天兄天王という神聖なる権威の名のもとに絶対服従を誓約させられ、きびしい統制管理下に所謂天朝田畝制度的政治理念による生活の保証をうけつつピラミッド型社会の底辺を構成していた。

かくて、太平天国における身分制的階級社会とは、その中核的頂点にたつカリスマ的支配者・天父天兄天王洪秀全との距離に応じて階層的に秩序づけられた洪秀全的キリスト教信仰の体系的な外在化、制度的客観化としての一種のヒエラルヒー的社會であったのであり、太平天国的支配構造の特質とは、要するに中国的自然法思想にたつ敬天的革命観と黙示録的聖書信仰との結合の所産を革命理念とする国家理性に貫かれた清末中国におけるユニークなカリスマ的「異端」王国たるに在ったのである。

(昭和五一年七月二七日了)

附記：小論は旧稿——一九五二年七月二一日稿了とある——に補訂を加えて改稿したものである。

註 解

- ① 拙稿「太平天国の革命理念」(信州大学人文学部「人文科学論集第十号」所収)。
- ② M・ウェバー¹の『経済と社会』と「支配の社会学Ⅰ」所収「カリスマの支配」(第九章第二節三)をマックスウェバー『儒教と道教七』の「正統と異端」に併照。なお太平天国の異端性について「賊情彙纂^{卷九}」が「若粵匪雖襲彼教直以天為父，捨耶蘇不奉而以兄呼之，此又天主教之變格，耶蘇在海外教人為善，海外奉為神人可已，在中國則為異端，奉其教者且應誅」と述べているのは小論との関連で注目する。
- ③ 中国近代史資料叢刊「太平天国^{III}」(清方記載(一))所収。以下「太平天国」と略記。
- ④ ここにあげたのは官制の基本系のみであり、詳細に就ては「偽官表」の「分表」「偽朝内官」「偽軍中官」「偽守土官郷官」「偽女官」併照。なお官制に関する詳細な論考については簡又文「太平天国典制通考^{第二篇第十五篇}」(以下「通考」と略記)、鄭純「太平天国制度初探(増訂本)」(以下「初探」と略記)を参照されたい。
- ⑤ 註4の「偽守土官郷官」参照。
- ⑥ 註4の「偽女官表」「偽女官」併照。この表によれば女官の地位は男子の場合に較べ可成り劣位に格付けられていたことがわかる。
- ⑦ 「賊情彙纂^{卷三偽官制}」所収。
- ⑧ 「太平天国^I」(太平天国官書)所収「太平礼制」,「賊情彙纂^{卷六偽礼制}」併照。ちなみに「偽礼制」は「夫首逆数人起自草莽結盟，寢食必俱，情同骨肉，且有事聚商於一室，得計便行，機警迅速，故能成燎原之勢，今踞江甯，為繁華迷惑，養尊處優，專務於声色貨利，往之偽為心腹股肱者，今乃彼此睽隔，猜忌日生，禁令則徒立科条，軍務則全憑文告，氣脈不通，已成麻痺不仁之象，賊之滅亡，可燭照而數計矣」と南京奠都以後の諸王の奢侈逸樂ぶりと軍政の弛緩とを批判的に述べているが、これは所謂楊韋内紛を生んだ太平天国指導者層の政治的背景や小論に言及した天朝田畝制度の政治性格をさぐるうえの一証査となろう。
- ⑨ 註8「偽礼制」の「飲食」の条に「賊所最重者惟魚，偶有所得，不敢私食，必進之偽王，各偽王有喜慶事，羣賊進献食物，亦以魚為至敬」とあり、ついで「至金陵時，城內多蓄魚池，賊令偽官看守，官曰典天魚，惟各偽王方准取食，以下羣賊則徒有臨淵之羨耳」と記している。
- ⑩ 例えば「蘇台麋鹿記^{卷上}」(「太平天国」所収)に「凡搜括貨財，第一次皆獻其主，由賤奉貴，層疊以進於偽王，偽王又挾其多且珍，嘉且旨者，以貢於偽天王，而輦運於所謂天京者…第二次便準入己，或所統之主見而愛之，硬索無厭」とあり、「金陵雜記」(「太平天国」所収)には「賊曾有偽令，洪楊韋石並秦日綱五賊，皆有婦女在館同居，其餘雖至偽丞相亦係独処，即母子亦不准在館，犯有収蔵婦女並來去者即殺，謂之犯天

条、何以羣賊即不准稍犯，而五逆可以犯無底止，諸賊轉肯甘服，亦殊不解也」とか「賊據各処銀錢貨物，運回甯城，向有專管各自主守，賊等以為歸公，在首逆等自然取用不竭，分給羣賊，殊有限制，名雖公而實不公也」とある。これを「盾鼻隨聞録卷五 撫言紀略」(「太平天国」Ⅳ所収)の叙述や「賊情彙纂卷八」の「偽文告下」所収「偽律諸条禁」などに併考すれば事情が推知されよう。

- ⑪ 「天情道理書」(「太平天国」Ⅰ所収)の「天王詔旨」，「御製千字詔」(「太平天国」Ⅱ所収)併照。
- ⑫ 「太平天国Ⅰ」所収「天朝田畝制度」。
- ⑬ 右書所収「詔書蓋璽頒行論」。
- ⑭ 「太平天国Ⅰ太平天国官書」所収。
- ⑮ 「賊情彙纂卷八 偽文字」参照。
- ⑯ 註1の拙稿参照。なお「江南春夢庵筆記」(「太平天国」Ⅳ所収)に「偽分天下為二十四省，曰江南江北江東湖南湖北東廣西雲南雲北陝東陝西河南河北山東山西燕南燕北川東川西辺南辺北洋東洋西，皆上年更定…偽宮中自偽后一宮外，皆以省名之人，亦按省分隸，最可晒者，以洋東西辺南北四宮乏夷女分隸，僭侯裕寬等製成異服邀人裝束後，奏稱西洋國陪臣克魯多，東洋國陪臣黑墨頼塔，南洋國陪臣几几又几，北狄國陪臣哈哈一木哈，各貢夷女十一人，偽為朝覲，賞賚無數，并發偽詔有『繼自今四郭來朝，万方一統，東南貢大妹，西北獻嬌娃，太平天一統，天福儘堪誇』等語，聞者無不絶倒」とあるのはこの意味で関心をひく。
- ⑰ 「賊情彙纂卷一 賊姓名上」参照。ちなみに「金陵雜記」に「偽西王蕭朝貴，偽南王馮雲山，在湖南拒敵時，已被官兵斬殺矣」とあり，「武昌紀事」(「太平天国」Ⅳ所収)にも「偽南王馮雲山賊中今無其人，蓋先敗死全州」とか「其最著者偽西王蕭朝貴，負胆力，凶悍異常…寇長沙，被我兵於南門城樓發巨礮擊死，屍埋老龍潭」とあり，これを「劇賊姓名」が馮雲山蕭朝貴についてそれぞれ「賊首諱言，故至今仍存偽南王名号」「楊秀清等諱其死，一切示諭仍列其銜」と述べているのに考えれば，五王のうち南西二王は咸豐二年四月と八月の時点つまり南京奠都以前に既に戦死し名号のみの存在であったことがわかる。
- ⑱ 「太平天国Ⅱ太平天国文書」所収「諸王自述」。
- ⑲ 「太平天国Ⅳ」所収「金陵統記」，「金陵省難紀略」の「東北賊遞殺大略」を簡又文「太平天国全史第十七章」に併照。
- ⑳ 「通考第一篇 肆~捌」，「初探第二章 第三目」併照。
- ㉑ 註1の拙稿参照。
- ㉒ 「首逆偽正軍師東王楊秀清」。
- ㉓ 「首逆偽天王洪秀全」。
- ㉔ 「太平天国Ⅱ太平天国官書」所収。
- ㉕ 註22に「現踞江甯省…毎数日必朝洪秀全所，立而不跪，往往拋洪秀全之座，詭称天父下凡附体，任伊造言煽惑，自秀全以下，各偽王偽官，皆長跪聽受，敷衍畢，仍朝朝洪秀全，然後歸偽第，出行多用鉦鼓旌旗，如賽會状，屬下偽官，惟奏謝恩賞，逕達洪秀全，其余軍務，悉稟奏秀清，聽其裁處轉奏，以取偽旨，秀清多任心腹，密布私人，邏察羣下，有言行可疑，或為官兵内応，及有一切犯偽令事，皆默識之，突言天父附体，指出其所行何事，立時訊服…時輿大獄，以示威猛，以眩神奇，故羣醜畏悚，又陰察有才能可使使者，以恩結之」とあり，又，「偽文告上」 「羣賊具奏於洪逆，概謂之本章，然不能逕達，必由楊逆率羣石諸逆轉奏，能列名於本章者，惟楊韋石三逆，下此具本章於洪逆，僅請安賀喜謝恩而已，概不准奏事，且必須請楊逆蓋印，否則洪逆不閱，若一応軍務，各偽官俱具稟楊逆，謂之稟奏…稟奏二字臆造甚新，緣楊逆下洪逆一階，羣醜之屬望推尊幾過於洪逆，故標此以示尊崇之意，大權悉為楊逆所攬…楊逆入奏，洪逆從無駁者，賊巢百務亦皆楊韋石三逆議奏施行」とある。以て俗権の掌握者たる東王楊秀清の権勢の凄じさと操縦の老點ぶりが想見できよう。
- ㉖ 「賊情彙纂卷三 偽官制」の「偽朝内官」所収。

- ⑳ 右書^{卷八}偽文字 参照。
- ㉑ 「太平天国^I太平天国官書」所収。なお「金陵癸甲紀事略」によれば天王が第二子南王が第三子東王が第四子北王が第五子西王の妻宣嬌が第六女翼王が第七子の順位という。
- ㉒ 註28と同じ。なお「通考^{第十九篇}拾參三」によれば神がかりの迷信は兩広地方に盛行した風俗で、楊秀清の場合は道光廿八年三月三日蕭朝貴は同年九月九日に最初の事態が発生、後日「天命詔旨書」で「爺降節」「哥降節」と定められたとある。従てそれは「甘王爺」「六窩廟」偶像破壊と馮雲山投獄事件にからむ出来事であったのであろう。
- ㉓ 太平天国叢書^{第一輯}「旧新遺詔聖書跋」所収。なお「通考^{第十九篇}拾參四」によれば「聖神風」とは本来聖靈をさす語であるが、モリソン訳語の不備と洪楊らの三位一体論への神学的無知とに起因してかかる解釈となったという。
- ㉔ 「太平天国^{I II}太平天国史料(-)(二)」所収。
- ㉕ 「太平天国^I太平天国官書」所収。
- ㉖ 「賊情彙纂^{卷一}廟賊姓名上」所収「偽又正軍師西王蕭朝貴」併照。但し西王が咸豊二年八月の時点で戦死していたことは註17参照。
- ㉗ 「賊情彙纂^{卷三}偽朝内官」なお「盾鼻隨聞録^{卷五}」は東王楊秀清の別格ぶりについて「洪逆与楊逆結拜兄弟、楊逆白事称弟称啓、馮韋以下各逆均称臣称跪奏、各逆向楊逆白事称稟奏」と伝えているが、これは「偽文告上」にいう文告様式が東王の場合が誥諭、以下順次に誠諭訓諭論論札諭と格付けされている事実にてらしても首肯できる。
- ㉘ 註33所収「偽又副軍師北王韋昌輝」。
- ㉙ 註33所収「偽左軍主將翼王石達開」。
- ㉚ 「太平天国^{II}諸王自述」所収「李秀成自述」「石達開自述」を註19に併照。
- ㉛ 例えば「原道醒世訓」(太平天国官書「太平詔書」所収)に曰く「蓋実見夫天下凡間、分言之則有万国、統言之則実一家、皇上帝天下凡間大共之父也、近而中国、是皇上帝主宰理化、遠而番国亦然、遠而番国、是皇上帝生養保佑、近而中国亦然、天下多男人尽是兄弟之輩、天下多女子尽是姊妹之群、何得存此疆彼界之私、何可起爾吞而并之念、是故孔丘曰『大道之行也、天下為公…是謂大同』而今尚可望哉…惟願天下凡間我們兄弟姊妹、跳出邪魔之鬼門、循行上帝之真道、時凜天威、力遵天誠、相与淑身淑世、相与正己正人、相与作中流之底柱、相与挽已倒之狂瀾、行見天下一家、共享太平、幾何乖漓澆薄之世、其不一旦變而為公平正直之世也、幾何陵奪鬪殺之世、其不一旦變而為強不犯弱、衆不暴寡、智不詐愚、勇不苦怯之世也」また曰く「天下総一家、凡間皆兄弟何也、白人肉身論、各有父母姓氏、似有此疆彼界之分、而万姓同出一姓、一姓同出一祖、其原亦未始不同、若白人靈魂論、其各靈魂從何以生、從何以出、皆稟上帝一元之氣、以生以出、所謂一本散為万殊、万殊総為一本、孔伋曰『天命之謂性』、詩曰『天生烝民』書曰『天降下民』昭昭簡編洵不爽也…予想夫天下凡間人民雖衆、総為皇上帝所化所生、生于皇上帝、長亦皇上帝、一衣一食并頼皇上帝、皇上帝天下凡間大共之父也、死生禍福由其主宰、服食器用皆其造成、仰觀夫天、一切日月星辰雷雨風雲莫非皇上帝之靈妙、俯察夫地、一切山川川沢飛潛動植莫非皇上帝之功能、昭然可見、灼然易知、如是乃謂真神、如是乃為天下凡間所当朝朝夕拜、」天父詩」(太平天国^{II})に曰く「子不敬父失天倫、弟不敬兄失天倫、臣不敬君失天倫、下不敬上失天倫、」天条書十款天条第五條に曰く「孝順父母^{皇上帝曰『孝順父母則可避禍』凡忤逆父母者、犯天条}」など併照。
- ㉜ 「賊情彙纂^{卷三}偽官制」所収「偽守土官鄉官」。なお郷官の現実的政治機能を語る事例としては「吳清卿太史日記」「花溪日記」(太平天国^{III}「太平詔書」所収)、「賊情彙纂^{卷三}」の「虜刦」などがあり、これを「初探^{第三}」に考量のこと。
- ㉝ 「賊情彙纂^{卷十一}賊數
- ㉞ 右書所収の「新賊」を「老賊」咸豊二年の項にいう「踞道州兩月、其時広州老賊…能戰之賊、仍不

満万人、此後皆裹脅統添之新賊矣」の記述や「昏鼻随聞録^{卷五}」にいう「道州土匪投賊者甚衆、洪逆特設道州大旗營、即令從逆貢生何見機領之、所用攻城掘煤夫皆道州人也」の叙述に併考した。なお宮崎市定「太平天国の性質について」(^{「史林48-2」}_{所取})参照。

- ④③ 「賊情彙纂^{卷八}_{偽文字}」の「隱語」に「凡賊首有急、群下歛錢救之、謂之科炭」とあり、同書^{卷一}_{副賊姓名上}の「偽副軍師南王馮雲山」には「雲山曾經桂平縣訪拿監禁、黃玉崑等設計行賄脫之、当在獄時、黃玉崑歛錢資其費用、謂之科炭、故至今猶追叙科炭功、加封諸偽職」とある。つまり科炭の起源は道光二八年九月の馮雲山投獄事件にあるが、その語意は同書^{卷十二}_{雜載}「考自偽文告」によれば「雪中送炭」のいみだという。又「功勳」とは同書^{卷三}_{偽官制}の「偽朝内官」に「凡賊起自金田、与祝洪逆生日者、為功勳加一等、金田以後從自永安州者、皆称功勳、而無加一等之名」とあり、「偽官勳階陟降名色」には「凡從至永安州突田之賊、無論偽職大小、悉加功勳二字」と註記し「平湖」「監試」の二者とともに列挙している。要するに功勳とは「金田老賊」「永安老賊」のすべてに与えられた栄爵である。
- ④④ 註40と同じ。
- ④⑤ 「賊情彙纂^{卷四、五}_{偽軍制}」併照。とくに土營は「賊攻城專以挖地道為得計、於道州郴桂等處、尽掘挖煤山人數千、另立土營…凡土營之衆、賊中呼為開壠口兄弟、賊目優視之」とあり、清軍苦杯のさまは湘軍志、平定粵匪紀略にも明らかである。なお註41と併照。
- ④⑥ 例えば「思痛記^{卷上}」に「窮凶極惡、無所不至、但如行此類事者、大抵以湘鄂皖贛等籍人、先充官軍、或流氓地痞、裹附於賊、或戰敗而降賊軍、積貲得為老兄弟者居多」とあり、湘鄂皖贛人ら「新賊」の「老賊」化の一斑が伺える。註44、註41も参照。
- ④⑦ 「賊情彙纂^{卷十一}_{賊數}」の「老賊」。なおここにいう北竄即ち北伐や上犯兩湖つまり西征或は翼王遠征等の詳細な軍事史実については簡又文「太平天国全史」を参照ありたい。
- ④⑧ 註46と同じ。
- ④⑨ この「現存老賊」と「守土官」数一万六七千人は「偽官額數」「伍卒額數」にいう「正副偽官」推定合計三十一万一千二百二十一人の五パーセント強、「偽官伍卒聽使」推定總數三百八万五千二十一人の〇・五五パーセントに当る。
- ④⑩ 「賊情彙纂^{卷二}_{副賊姓名下}」所収。
- ④⑪ 右書所収「偽冬官正丞相羅大綱」。
- ④⑫ 「太平天国 I」所収「太平救世歌」。
- ④⑬ 右書所収「天命詔旨書」「太平礼制」。
- ④⑭ 註11と同じ。
- ④⑮ 「太平救世歌」。
- ④⑯ 「賊情彙纂^{卷七}_{偽文告}」所収「偽本章式」と註54。
- ④⑰ 「太平天国 I_{太平天国官書}」所収。
- ④⑱ 「天朝田畝制度」。さらに「賊情彙纂^卷」所収「偽又副軍師北王韋昌輝」にも「凡軍務、群下具稟昌輝石達開…稟揚賊…揚賊若准、始稟奏洪賊、以取偽旨、其實其事已由揚賊施行、凡緊要奏章若無揚賊偽印、洪賊不閱、故一稟奏章必先送揚賊處蓋印」とあり、これを註25に併考すれば事情はいよいよ明らかであろう。
- ④⑲ 「天朝田畝制度」「詔書蓋鑿頒行論」(^{「太平天国 I」}_{所取})併照。
- ④⑳ 「天朝田畝制度」。
- ④㉑ 「天朝田畝制度」。
- ④㉒ 「太平救世歌」。
- ④㉓ この天朝田畝制度にはさまざまな評価があり、例えば羅爾綱「太平天国の理想国—天朝田畝制度考」は「天朝田畝制度乃是一種包含土地民政軍制教会教育選舉黜陟司法各種制度而成的社会制度、太

平天国革命的鵠的，建国的綱領實在於此」ではあるが「天朝田畝制度裏面最重要部分の土地社会公有制度，雖然太平天国始終不會在民間實行過，但是在太平軍中，尤其是天朝所在的天京，卻正本着天朝田畝制度的精神去推行一種理想国的制度」であり従て「這個社会制度，雖僅得在天京和軍中小小的試行，雖僅短短的十多年便遭毀滅，但他卻給太平天国史以永遠不滅的光芒」と評価できるといい，酈純「初探」は「《天朝田畝制度》是太平天国主張廢除封建土地制度和規定農村生活方式最后頒布且最具体的文献」(第二章第二節)ではあるが「太平天国在《天朝田畝制度》所規定的土地綱領和農村生活方案雖未實施，却在天京城内沒收財產，實施一種特殊形式的社会組織和生活制度，其制…是一種軍事共產主義性質的制度，以農民小生產者的幻想為其基礎，這種制度只實用于天京，沒有推行到其他各地，即使推行，也必不能維持，因為它違反經濟發展的客觀規律」(第七章)であり，「《天朝田畝制度》所計劃的平均分田和農村生活劃一化的方案是一種絕對平均主義的思想的產物，它把農民生活限制在劃一的平均的水平上，把農民束縛在自給自足的自然經濟中，嚴重地違反了社会發展的規律，是不能實行的」(第二章第二節)と述べ，また簡又文「通考」(第八章第九編)は「雖以「田畝制度」為名，而實則開朝建国的政治計劃大綱要領之一部也，創制伊始，難免簡陋，願革命理想，創造才能，及建設努力，均充分表現，是誠天朝文献最重要的一種」と高く評価して「太平天国建国計劃綱領」の書と規定しながらも内容の「郷政制度」についてはその源流が周官，礼運大同にあるとした後「不過，以上所陳述和研究的天朝郷政制度，除了遍立郷土官，遍設郷政府之外，許多為「制度」内所規定的要政都全未實施」といい又「田政考」でも「由以上分析，吾人的結論，以為太平天国的新田制，出發由宗教信仰，動機在救民養民，原則基於公平，男女待遇平等，有中西文化之折衷，有推陳出新之創製…惟是政策太不完善，弁法過於草率…結果，只有流為一種烏託邦式的社会空想而已…試觀其後十余年間，在各省佔領区内所實施的「田政」，凡「天朝田畝制度」所定的「田制」一切均未實施」であり結局「僅為紙上空談」と論断している。いずれにせよ，小論では「真天命」乃至「天父天兄天王」太平天国における天朝田畝制度一よしんばそれが所詮はデスクプランの域をでなかったとしても一を貫く政治理念政治志向の如何が国家理性のありかたとの関連で問題なのである。

- ⑥③ ちなみに「賊情彙纂」^{卷十}によれば太平天国軍を「每軍伍卒一万二千五百人」として算出すると陸水土金木各營伍卒は合計百四十万となり，これに典官聽使の合計百三十六万九千八百人を加えると推定総数二百七十六万九千八百人にのぼり，ほぼ実数と思料される「每一軍四千人，每典官二十五人」として計算しても「伍卒額数」は百七十万をくだらなかつたという。但しこの額数については「初探」第二章第二節第七章第四節が詳細な論考を行い天京初期人口はたかだか三十万前後，戰鬥部隊も十数万と推定している。
- ⑥④ 「金陵雜記」所収「偽典官名目」以下の各項も参考となろう。なお「初探」第二章第一節第二節第七章第一節第三節参照。
- ⑥⑤ 「雜載」所収「王福興李丕基等說」参照。ちなみに同書^{卷十}の「偽女官女軍数」によれば「偽女官六千五百八十四人」に対し「女兵十万人女繡工八千人女使五千二百人」計十一万三千二百人を数えたという。なお「初探」第二章第二節第三目，「通考」^{卷十}併照。
- ⑥⑥ 貢獻虜刼科派の各項については同書^{卷十}「賊糧」，「通考」^{卷十}併照。
- ⑥⑦ 「賊情彙纂」^{卷十}所収「口糧」，同書^{卷七}「偽敬稟式」併照。
- ⑥⑧ 「賊情彙纂」^{卷十}所収「附偽錢式(補)」，「通考」^{卷十}併照。
- ⑥⑨ 「太平天国」^Y清方記載(二)所収。なお「太平天国II」所収「公拋」に各種の營業証憑が収録されている。「通考」^{卷十一}「伍」，「初探」第一章第三節第四目第四章第七章第五章併照。
- ⑦⑩ 「太平天国」^Y清方記載(二)所収。
- ⑦⑪ 「太平天国」^Y清方記載(三)所収。曰く「熊姓先自立館於城外，預煮粥以待出城者，且云『出城住定每口給米五升，俾度四五日，於四五日内，各謀生業，開出鋪面，無資本者，具呈請領本錢，或呈明何業認領何等貨物，仍估定貨價，於售後繳還錢七成，留三成，俾其永遠藉以運轉』等語，令郷官傳播，難

民聽之，又恐不謀生業，則五升之米易罄，謀業開鋪而生意不通，則迫繳資本，無從措還，猶不得生也，仍畏懼不敢出，「偽同檢熊姓既令難民出城，而応者寥寥，遲數日，又於城中招各鄉官申論云『百姓出城，以免弟兄們之擾，實是開放一條生路，而爾民膽怯性愚，不肯出去，豈均情願餓死耶，務必再行申明勸諭，周徧詳明為要』，嗣後出城者漸多，居然發出資本，開設各種舖戶，於是山塘成集，名為買売街，而藉此不復拘束，即於數日間絡統脫逃至他處謀生業，十有八九」。また曰く「虎阜後山各鄉饋獻土物，熊姓即令採弁日用所需，前來貿易，衆安橋通貴橋一帶，遂成朝市，長毛意在得食，絕不論價，小籃貯莧菜些些，輒云『百錢一筐』醜魚諸物稱是，城中各館聞之，競出爭買，日益轟鬧，有不償價者，熊立為民拿二賊，梟首懸示，衆皆帖然，各鄉傳播，船來日多，售亦日盛，鄉民過午，滿載而歸，奚止利市三倍」と。郷官を媒介とした太平軍と民衆の接触情景が鮮かに描出されていて面白い。

- ⑳ 「太平天国革命運動論文集—金田起義
百週年紀念—」所収「太平天国底商業政策…馮一寧」「通考 第十一
篇五」、「初探第一章第三節第四目
第四章第二節」併照。なお鄙純によれば太平天国では前期は官弁公売事業のみであったが後期には私人経営も行われたという。
- ㉑ 例えば「城中凡男子十六歲至五十歲，謂之『牌面』余為『牌尾』，牌面半使竄住上游，而逃走甚夥，不敷用」（「金陵癸甲
紀事略」），「金陵之陷也，賊勸民分別男女設館，不許同室，而日給以米，男之精壯者為牌面，老幼為牌尾」（「甌記上」），「賊營…小壯有力者二十五人為正牌，老幼為牌尾，有疾者為能人」（「武昌
紀事」）「你們打仗者充排面，挑担者充排尾（賊謂少壯者為排面，老弱者為排尾）」（「思辨
記上」），「男子十五歲至五十歲為牌面，余為牌尾，打仗時，牌面衝鋒，有能殺死官兵者，剝取号衣呈驗，賞給銀兩，如殺斃官員，取頂帽呈驗，即給偽職，牌尾均令打更巡街挑煤扛物」（「原身隨聞
錄卷五」）などがそのいくつかの事例であるが、これによれば大体十五六才から五十才くらいの戦斗能力のある身体強健な男子を「牌面」とよんだらしい。なお通称の由来に就ては「賊情彙纂卷九」の「講道理」に「給予外小腰牌，准其為民…偽言曰『凡外小各報姓名，令先生記簿，按名散給腰牌』」とあり，これを同書卷八「偽文告下」所収「賊館門牌式」や「吳清卿太史日記」（「太平天
國」）所収の忠王李秀成告諭に「凡鄉鄰熟識之人，舉為郷官，弁理民務，其五家舉一伍長…万二千五百家舉一軍帥…茲並將冊式粘後，限五日內照樣造齊，呈送閩門外總局查核，以便給發門牌，則爾民得安堵之常，本藩亦慰撫綏之念」とあるのに考えればおよその事情は了解できよう。
- ㉒ 「妖」については「賊情彙纂卷八
偽文字」に「妖凡稱我官兵役
概謂之妖」とあり，「外小」「外小婆」は「作買賣」（「金陵
外新樂
府」）に「初言商賈母潜通，虜物殆足勢且窮，城外直如五都市，外小負販時相從（賊呼城外
人為外小）」また「賊情彙纂卷六」の「偽称呼」に「群賊能打仗者謂之牌面，老幼服從之人謂之牌尾…貿易人及百姓概稱外小，婦女曰外小婆」とありこれを註73の「講道理」に併照。
- ㉓ 「賊情彙纂卷九」の「口糧」は「偽官雖貴為王侯，並無常俸，惟食肉有制，偽天王日給肉十斤，以次遞減，至總制半斤，以下無与焉，其偽朝內各官一切衣食，皆向各典官衙取給，軍中亦然…然諸劇賊莫不私藏秘積，足以自奉，若卑下偽官，日厭粗糲，有以塩水為肴者」と述べた後「惟礼拝錢及糧米油塩一律皆有定制，偽官每人每七日給錢百文，散卒半之，每二十五人每七日給米三百斤，油七斤，塩七斤而已，雖虜劫極多，亦毫無加增，若質乏糧足之時，或減半給發，或全不給發…其另有所謂買菜錢…蓋所發礼拝錢每人每日止錢七文，即蔬食亦復不敷，故不得不向賊目乞取也」と買菜錢との結びつきで口糧の「定制」に言及している。詳しくは「通考第十一
篇」「初探 第七
章」併照。
- ㉔ 「太平条規」（「太平天
國」），「賊情彙纂」所収「營規」卷五「韋石兩逆告示式」卷七「偽律諸条禁」「偽官照」卷八「刑罰」卷九，「金陵省雜紀略〔附〕」所収「賊禁」「賊刑」，「金陵雜記」所収の巡查制度，「劫余雜記」や「蘇台麋鹿記上」「賊情彙纂卷十」の各書にいう太平天国なる「刺字」などを併考すればそのきびしさが何知できよう。
- ㉕ 「賊情彙纂卷九
賊教」の「礼拝」「講道理」など併照。要するに「講道理者不過集衆論話云爾」であり主要なものに「凡刑人必講道理，擄人必講道理，倉卒行軍，臨時授令必講道理，選婦女為偽嬪妃必講道理，驅使群賊為極苦至難之役必講道理，逃者日多必講道理，將欲搜擄必講道理，逼人貢獻必講道理」

- などがあげられるという。云うまでもなくそれぞれの場合における洪秀全のキリスト教の神聖なる權威の名による正当化の理由づけである。なお「通考^{第十九篇(中)拾玖}」参照。
- ⑦⑨ この幼童教育は「新賊の老賊化」即ち「真長毛」の減小化という現実には不可避的に直面した太平天国の輝かしい未来を保証する精鋭つまりは「今之童子皆他日劇賊」として「一心事賊，雖死不悔，臨陣勇往直前，似無不一以当十，劇賊而外，惟此童子，亦心腹之大患，可不深計熟慮」と「賊情彙纂^{卷十}」を憂慮させた意味に於て大いに注目されてよい。但し「初探^{第二章第二節第三目三}」によれば童子の主要工作は戦闘ではなくて服役であり「童子軍」なる軍事組織は存在しなかったという。なお「真約」については「欽定土階条例」(「太平天」^{國II})参照。
- ⑦⑩ 「天朝田畝制度」。
- ⑧⑩ 但し「初探^{第五章第二節第一目第二目第四目}」及び同書「^{第三節第一目第二目第四目}」には前后期にわたる太平天国の供給制度の変遷の分析が試みられている。
- ⑧⑪ 太平天国叢書^{第一集第四冊}所収「天朝田畝制度跋」に曰く『朱希祖先生序謂「程君所録如天朝田畝制度一篇，為太平天国史料精華之所聚，亦即太平天国立國精神之所萃，為共產制度之先驅，為社會革命之首倡」，其重要如此』(蕭一山)と。なお天朝田畝制度の思想性格や史的意義については註62の諸書を併照のこと。
- ⑧⑫ 簡又文撰「太平天国雜記^{第一}」，「太平天国^V外人記載」併照。
- ⑧⑬ 太平天国^N清方記載(二)所収。
- ⑧⑭ 註83と同じ。さらに「賊情彙纂^{卷六}」所収「偽宮室」「偽服飾」「偽儀衛輿馬」併照。因みに「初探^{第五章第二節第三目}」も豪華な諸王生活が「其已不受供給限制，事極顯然」と述べている。
- ⑧⑮ 「太平天国^I」所収「天命詔旨書」「天条書」「太平詔書」「天父詩」「醒世文」「欽定軍次實録」などの「太平天国官書」及び「賊情彙纂^{卷七}」の「偽文告上」所収「偽詔書」「偽誥諭」のほか「吳清卿太史日記」(「太平天」^{國V})の「真天命太平天国九門御林忠義宿衛軍忠王李，為諄諭四鄉百姓拳官造冊事」「欽差大臣天朝九門御林真忠報國僚天燕鄧，為曉諭四民向化各安恒業以全生理事」「真天命太平天国九門御林真忠報國紹天裕周，為誨醒四民各安恒業無懷觀望事」など併照。
- ⑧⑯ 「賊情彙纂^{卷八}偽文告下」の「隱語」に「招兄弟^{即擄人別名}」とある。「擄人講道理」については同書^{卷九}賊教の「講道理」に「賊復肆言曰『天王列王皆天父差下凡間為太平真主，乃埋世人，爾等早該投營効力，還待鳴鑼傳集，可見都是妖魔，本當全殺，姑念俱來聽講，從此要敬拜上帝，練習天情，頂天報國，爾新封兩司馬五百人，各領二十五人婦館，如一名違拗，立即斬首，此等本是應殺之人，天父開恩暫留，倘不知悔罪，犯令變妖，定斬不留』，講道理既畢，台下万人數千人面面相覷，俯首而隨偽司馬婦館，頃刻可成一軍」とあり，同書^{卷十一}賊數の「擄人」には擄人テストについて「賊擄人之初毒計一也，賊擄得人民，多方烹煉，毒計二也，繼恩威移換人心之後，更以邪教惑之，毒計三也，賊移換人心，迷以邪教之後，復餽以小惠，誘其劫搶，忘怨毒而傾心事之，刻意效之，毒計四也，賊役使文士為之書籍，而束縛其身心使所展布，毒計五也」と五者にわけて詳述している。なお小島晋治「太平天国と農民」(「史潮九三」^{九六、九七})は小論にいう帝民層構成との関連で注目される。
- ⑧⑰ 「賊情彙纂^{卷十一}賊數」の「新賊」「逃亡」，同書^{卷十二}雜載の「譚恩普說」「姚藻鑑周固軒說」併照。
- ⑧⑱ 註87の「擄人」なお同書^{卷十二}雜載の「張玉琴趙時沢等說」を「虎穴生還記」(「太平天」^{國VI})に併照。なお註41の宮崎論文参照。
- ⑧⑲ 既掲の「新賊」「擄人」「逃亡」併照。
- ⑧⑳ 曾文正公全集「奏稿」所収(東方圖書^{公司}印行)。ちなみに清末中国の社会的諸矛盾と封建的収奪に苦しむ農民層の生態については前出の小島論文が詳細な分析を加えている。なお，曾國藩の反動性については范文瀾「漢奸劊子曾國藩的一生」(「中国近代」^{史附録})，簡又文「太平天国典制通考^{第十七篇}軍紀考(下)捌玖」併照。
- ⑧㉑ 太平天国^N清方記載(二)所収。
- ⑧㉒ 太平天国^V清方記載(三)所収。

- ⑨③ 註92と同じ。
- ⑨④ 註91と同じ。
- ⑨⑤ リンドレー
増井・今村訳 「太平天国全冊」(平凡社「東
洋文庫56」)。